# 帯広市地域防災計画の主な修正内容について【概要】

### 修正の経緯

国では、東日本大震災を踏まえた防災対策の拡充のため、災害対策基本法が改正され、防災基本 計画等の修正が行われました。

北海道においても、国の動きにあわせて北海道地域防災計画の修正を行ったところです。 こうしたことから本市においても、国の法令等や北海道地域防災計画との整合性を図るため、今年 度、帯広市地域防災計画の修正を行うものです。

#### 国の動き

東 日本大震

災の発生

#### 平成24年6月 災害対策基本法の改正

# 平成25年6月

# 平成26年11月

災害対策基本法の改正 (第1弾改正)※注1 (第2弾改正)※注2

災害対策基本法の改正 (放置車両対策)

### 道の動き

市の動き

平成24年6月 北海道地域防災計画の修正 北海道地域防災計画の修正 (第1弾改正対応)

平成25年5月

平成26年3月 北海道地域防災計画の修正 (第2弾改正対応)

(第1、2弾改正対応)

平成26年2月 平成27年度

(第1、2弾改正対応)

帯広市地域防災計画の修正 **帯広市地域防災計画の修正** (第2弾改正等対応)

- ①大規模広域な災害に対する即応力の強化 ②大規模広域な災害時における被災者対応の改善 ③教訓伝承、 防災教育の強化や多様な主体の参画による地域の防災力の向上
- ※注2 ①大規模広域な災害に対する即応力の強化等 ②住民等の円滑かつ安全な避難の確保 ③被災者保護対策の改善 ④平素からの防災への取組の強化

### Ⅱ 主な修正内容

# 1. 大規模広域な災害に対する即応力の強化等

### (1) 災害緊急事態の布告時における市民の協力

国により災害緊急事態が布告された際には、社会的・経済的混乱を抑制するため、 生活必需品や燃料等国民経済上重要な物資をみだりに購入しない事などについて、 追記する。

# 2. 住民等の円滑かつ安全な避難の確保

(1) 指定緊急避難場所 (※注1) の指定

地震や洪水などの種類ごとに、災害の危険から緊急に逃れるため、新たに「指定 緊急避難場所」を指定する。

(2)屋内での待避等の安全確保措置の指示

避難所へ移動することにより、かえって危険が生ずる場合、従来の「避難のため の立退き」に加え、新たに、自宅の上階部分などの一定の安全が確保された屋内 に待避することを位置付ける。(屋内待避、垂直避難)

### 3 被災者保護対策の改善

(1) 指定避難所 (※注2) の指定

避難した被災者を必要な間滞在させるため、一定の基準を満たす施設を「指定 避難所」として指定する。

(2)被災者台帳(※注3)の作成

被災者支援を総合的・効率的に実施するため、個々の被災者の状況や、支援に 当たっての配慮事項を、一元的に集約する「被災者台帳」を作成する。

(3) 安否情報の提供

被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者のプライバシー に配慮した上で、可能な限り安否情報を提供していくことを追記する。

# 4. 平素からの防災への取組の強化

(1) 災害対策の基本理念の明確化等

「減災」の考え方など、災害対策の基本理念の明確化するため、市民・事業所の 責務を追記する。

# 5. その他

(1)放置車両対策

道路管理者は、緊急車両の妨げとなる車両に対し、移動等必要な措置について 追記する。

※注1 指定緊急避難場所

災害が発生し、または発生するおそれがある場合に、その危険から逃れるための避難場所として、「地震」や「洪水」、 「土砂災害」など、異常な現象の種類ごとに安全性等の一定の基準を満たす施設(屋内、または公園・グラウンドなど)

【例】・地震・・・安全な構造である施設や周囲に危険を及ぼすおそれがない屋外など

・洪水・・・浸水想定以上の階を有している施設など

避難した住民等を、災害の危険性がなくなるまでの必要な間滞在させる場合などに開設する屋内の施設で、主に学校や 農業センターなどを指定するもの。

※注3 被災者台帳

被災者支援について「支援漏れ」や「手続の重複」をなくし、中長期にわたる被災者支援を総合的かつ効率的に実施する ため、個々の被災者の被害状況や支援状況、配慮事項等を一元的に集約させた台帳。

### Ⅲ 今後のスケジュール

9月 7日 帯広市防災会議にて修正案の提示

9月 パブリックコメントの実施

12月 帯広市議会総務委員会にてパブリックコメント実施結果の報告

12月 帯広市防災会議にてパブリックコメント実施結果の報告、修正案の決定